仕様書

１　案件名称

第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙における会議机等借入（旭区役所）

２　借入場所

（１）大阪市旭区役所（大阪市旭区大宮１丁目１番17号）

（２）大阪市立旭区民センター（大阪市旭区中宮１丁目11番14号）

３　借入期間

令和８年２月３日（火）～令和８年２月９日（月）

４　搬入及び設置日時等

（１）大阪市旭区役所（搬入のみ）

令和８年２月３日（火）９時～17時30分の間

（２）大阪市立旭区民センター（設置を含む）

令和８年２月３日（火）９時30分～13時の間

※時間の詳細については、事前に発注者と調整すること。

５　設置方法（旭区民センター）

別紙図面のとおり

※指定する会議机については、会議机同士の接合及びかさ上げを行うこと。接合用品については、発注者が用意する。かさ上げ用品については、受注者が用意すること。

※作業の詳細については、事前に発注者に確認すること。

※作業場所の設置状況等によっては別紙図面の配置から一部変更となる場合がある。この場合、現地において発注者より指示する。

６　回収日

令和８年２月９日（月）

※時間の詳細については、事前に発注者と調整すること。

7　借入物品等

借入場所 / 借入物品	（１） 旭区役所	（２） 旭区民センター	合計 数量
会議机Ａ （180cm×60cm）	40台	72台 （内かさ上げ 70台）	112台
会議机Ｂ （180cm×45cm）	－	102台	102台
丸椅子	－	130脚	130脚
電源ドラムリール （コード長30m以上）	－	10個	10個
コピー機（※）	－	１台	１台

※モノクロ、A4・A3対応、カウント料金含む（1,000枚程度）

8　特記事項

今次執行予定の選挙にかかる公示日または告示日以降、投票が確定した場合に契約を締結する。

9　その他

（１）納入後に不良品又は欠陥品が判明した場合は取替えを行うこと。

（２）本仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合は、見積書提出までに担当者に確認すること。

（３）業務完了後は、その旨を書面により速やかに報告すること。

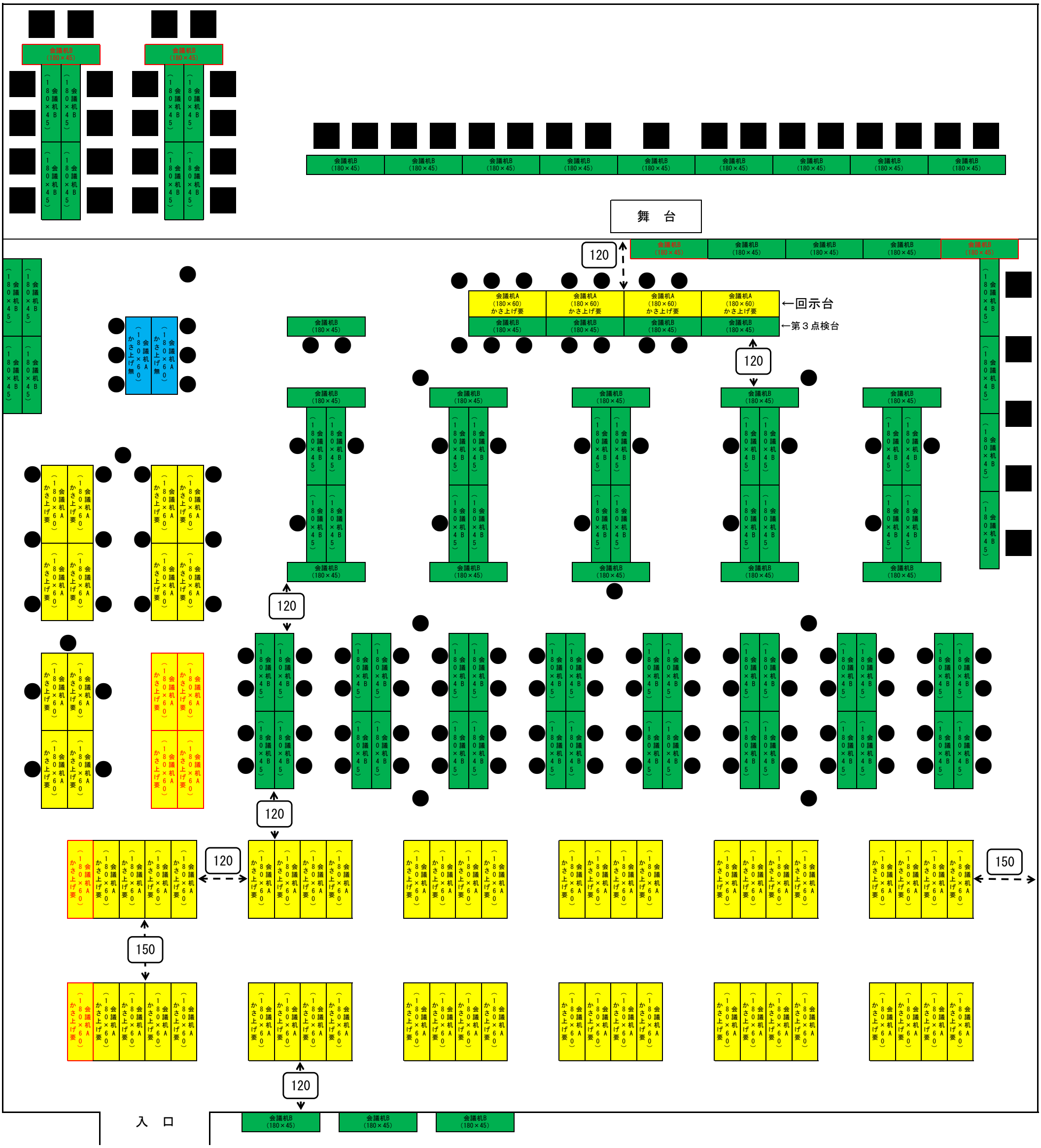
（４）旭区民センターへの搬入用車両については、進入路の都合上、高さ3.2m以下のものであること。また、4tロングの車両では曲がれない箇所があるため、これ未満の車両であること。

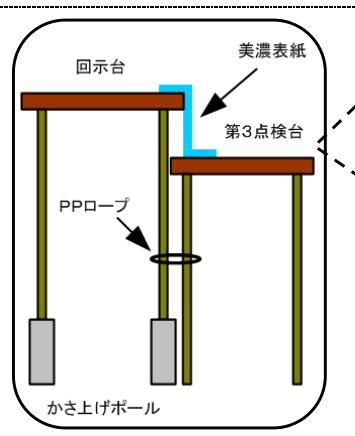
（５）仕様書中３の借入期間及び４の搬入日並びに６の回収日は、今次執行予定の選挙にかかる投開票日を令和８年２月８日（日）と想定した場合の日程である。契約締結後、投開票日が別の日で確定した場合、借入期間の始期及び搬入日は当該執行日の１週間前から前日までの間で発注者及び受注者が別途協議のうえ定める日、借入期間の終期及び回収日は当該執行日翌日と読み替える。

10　担当

大阪市旭区役所　総務課
担当者：浜角・橋本・立原・久保田
所在地：〒535-8501　大阪市旭区大宮１丁目１番17号
電話：06-6957-9626　ファックス：06-6952-3247
メール：tp0001@city.osaka.lg.jp

令和８年２月８日執行　第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙
開票所設営図（大阪市立旭区民センター２階大ホール）





●机の接合及びかさ上げについて

（左図の例は回示台及び第３点検台）

【机の接合】

①脚をPPロープで括る。

②天板の接触辺を黒色ビニールテープで覆う。

※回示台と第３点検台の天板の接合のみ美濃表紙を使用する。

【机のかさ上げ】

・かさ上げポールを脚に装着する。

会議机A（180×60）かさ上げ要	会議机A（180×60）かさ上げ無	会議机B（180×45）
70	2	102

●丸椅子

127（設置数）＋ 3（予備）＝ 130

※机の間隔は目安（単位はmm）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
 なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること